

平成 29 年 5 月 26 日

各 位

株式会社あおぞら銀行  
代表取締役社長：馬場 信輔  
(コート`番号：8304)  
問合せ先：コーポレートコミュニケーション部  
部長：梶谷 博之(電話：03(6752)1111)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 84 期定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 単元株式数の変更について

##### 1. 変更の理由

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成 19 年 11 月 27 日公表)に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当行は、本年 10 月 1 日をもって、当行株式の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### 2. 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### 3. 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### 4. 変更の条件

本単元株式数の変更は、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会において、下記「II. 株式併合について」および下記「III. 定款の一部変更について」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

#### II. 株式併合について

##### 1. 株式併合の目的

上記「I. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位(最低投資金額)の水準(5 万円以上 50 万円未満)を踏まえ、当行株式について 10 株を 1 株にする併合(以下「株式併合」といいます。)を行うことといたしました。

##### 2. 株式併合の内容

###### (1) 併合する株式の種類

普通株式

###### (2) 併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日(実質上 9 月 29 日(金))の最終の株主名簿に記載または記録された株主さまの所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

### (3) 減少株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	1,182,894,181 株
株式併合により減少する株式数(注)	1,064,604,763 株
株式併合後の発行済株式総数(注)	118,289,418 株

(注) 上記「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、上記「株式併合前の発行済株式総数」に株式併合の割合を乗じて算出した理論値です。

### (4) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の効力発生を条件として、発行可能株式総数を 2 億 8,982 万 8,200 株(株式併合前: 28 億 9,828 万 2,000 株)に変更する予定です。この詳細については、下記「Ⅲ. 定款の一部変更について」をご参照ください。

### (5) 株式併合による影響等

株式併合により、当行の発行済株式総数は 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、株式 1 株当たり純資産額は 10 倍となり、本件による当行株式の資産価値の変動はございません。

### 3. 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法第 235 条に基づき当行が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### 4. 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主構成は、次のとおりであります。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	75,506 名 (100.0%)	1,182,894,181 株 (100.0%)
10 株未満所有株主	1,194 名 ( 1.6%)	1,738 株 ( 0.0%)
10 株以上所有株主	74,312 名 ( 98.4%)	1,182,892,443 株 (100.0%)

今回の株式併合により、所有株式数が 10 株未満の株主さま 1,194 名(平成 29 年 3 月 31 日現在、その所有株式の合計は 1,738 株です。)が株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きを、ご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

### 5. 株式併合の条件

株式併合は、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会において、株式併合に関する議案および下記「Ⅲ. 定款の一部変更について」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

## Ⅲ. 定款の一部変更について

### 1. 定款変更の目的

上記「Ⅰ. 単元株式数の変更について」に記載のとおり、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成 19 年 11 月 27 日公表)の趣旨を踏まえ、当行株式の単元株式数を 100 株に変更することに伴い、定款第 7 条に規定される単元株式数を 100 株に変更するとともに、上記「Ⅱ. 株式併合について」に記載した株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、定款第 6 条に規定される発行可能株式総数について変更するものであります。

## 2. 定款変更の内容

下記のとおりです。

現行定款・変更定款案対照表(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>28億9,828万2,000株</u> とする。ただし、株式に つき消却が行われた場合には、これに相当する 株式数を減ずる。 (単元株式数) 第 7 条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とす る。	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>2億8,982万8,200株</u> とする。ただし、株式に つき消却が行われた場合には、これに相当する 株式数を減ずる。 (単元株式数) 第 7 条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

## 3. 定款変更の条件

本定款の一部変更は、平成29年6月27日開催予定の定時株主総会において、本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることおよび上記「Ⅱ. 株式併合について」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

## IV. 日程

取締役会決議日	平成29年5月26日
定時株主総会開催日	平成29年6月27日(予定)
株式併合公告	平成29年9月15日(予定)
1,000株単位での売買最終日	平成29年9月26日(予定)
100株単位での売買開始日	平成29年9月27日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合および定款変更の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆さまによる当行株式の売買は、平成29年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以 上

(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

**Q1 株式併合、単元株式数の変更とはどのようなことですか。**

A1 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数とは、株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。

今般、当行では10株を1株とする株式併合と、1,000株から100株への単元株式数の変更を同時に実施することを予定しております。

**Q2 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。**

A2 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成19年11月27日公表)に基づき売買単位を100株に統一するための取組みを推進しています。当行におきましても、この趣旨を踏まえ、当行の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することとしたものです。

一方、当行の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位(最低投資金額)の水準(5万円以上50万円未満)を踏まえ、当行株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

**Q3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。**

A3 株主さまの株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数		ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	5,000株	5個	➔	500株	5個	なし
例②	2,500株	2個		250株	2個	なし
例③	1,225株	1個		122株	1個	0.5株
例④	612株	なし		61株	なし	0.2株
例⑤	1株	なし		0株	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例③～例⑤のような場合)は、すべての端数株式を当行が一括して処分し、その代金を各株主さまの有する端数の割合に応じて、平成29年12月中旬頃にお支払いいたします。

なお、例③～例⑤の株主さまは、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または末尾に記載の当行株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合(上記の例⑤のような場合)は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

**Q4 資産価値には影響を与えないのですか。**

A4 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主さまがご所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は10倍となります。したがって、本件により、株主さまがご所有の当行株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても、株式市況の変動など他の要因を除けば、理論上併合前の10倍となります。

**Q5 最低投資金額への影響はありますか。**

A5 理論上ですが、最低投資金額は現在と変わりません。

(ご参考)平成29年3月31日の終値(410円)を元にした試算

併合前 410円(株価) × 1,000株(単元株式数) = 410,000円(最低投資金額)

併合後 4,100円(株価) × 100株(単元株式数) = 410,000円(最低投資金額)

**Q6 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか。**

A6 株主さまがご所有の株式数は、10分の1となりますが、株式併合の効力発生日以降を基準日とする配当にあたっては、株式併合の割合を勘案して、1株当たりの配当金を10倍に設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が実質的に変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当金は生じません。なお、株式併合により生じた端数株式についてはQ3に記載のとおり、当行が一括して処分し、その代金を各株主さまの有する端数の割合に応じてお支払いすることとなります。

**Q7 株主は何か手続きが必要ですか。**

A7 特段のお手続きの必要はございません。

なお、株式併合の効力発生前のご所有株式数が10株未満である場合、これらの株式は株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、その代金を各株主さまの有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主さまは株主としての地位を失うこととなります。

**Q8 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。**

A8 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主さまは、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または末尾に記載の当行株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q9 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。**

A9 次のとおり予定しております。

平成29年6月27日	定時株主総会開催日
平成29年9月15日	株式併合公告
平成29年9月26日	現在の単元株式数(1,000株)での売買最終日
平成29年9月27日	変更後の単元株式数(100株)での売買開始日
平成29年10月1日	単元株式数変更の効力発生日
	株式併合の効力発生日
	定款変更の効力発生日

**【お問い合わせ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明の点がございましたら、下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

当行の株主名簿管理人:

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先および照会先:

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電 話: 0120-782-031(フリーダイヤル)  
受付時間 9:00~17:00(土・日・祝祭日を除く)

以 上